

一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可

代版風行

発行所 || 社会通信社

发行人 || 滝野 忠

兵庫県

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コ一ボ幡ヶ谷九〇四

振替 || 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 || 中央労金本店

No 1154163

電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367

購読料 || 月額 600円

6カ月前納制

「もくじ」

■卷頭言■

「国労第七〇回定期全国大会で問われるもの」

金平 博 2

社会は飛躍を求めている

3

憲法調査会、中教審「中間報告」に思う（上）

1

財界と一体で進む賃金・労働条件切り下げ

滝野 忠 5

一〇三年春闘はこうなる

の強調「いじめ・暴力」「心の傷」「不登校」を考える

9

の児童「稻村竜君の事例から（二）」

10

子」運輸、自動車産業—JR東とトヨタ

11

—現代の独占資本（中）

12

音威子府パンフ『人らしく生きたい』を読もう

13

編者からのおたより

旬刊 社会通信

NO. 852

1977年1月21日号

(毎月一日・二日・二二日三回発行)

国労第七〇回定期全国大会で問われるもの

国鉄労働組合第七〇回定期全国大会が「一月二四日」「五日」に社会文化会館で開催される。この大会を「解決案」を議論し批准する大会にしたいと考えていた国労本部が、「八月以降も解決案の提示を求めるための努力を続ける」としてこの日程になつたものである。もちろん、「解決案」なるものはいまだ提示されていない。また、定期全国大会のための運動方針（案）第一次草案には、かつてないことであるが、「大会を採用差別事件の解決案を討議し、批准する大会とするため引き続き全力をあげることにしている」と書かれている。

国労本部は、大会前日まで解決案を求める努力をするようである。しかし、「〇月に採用差別事件の解決を求めるキャラバン行動」が取り組まれたが、この八月以降どのような努力が続けられたのか職場にはほとんど報告されていない。

第一次草案は基本的に従来の「四党合意」による解決方針を継続してゆくものであるが、この方針は当然再検討されなければならない。

議論の中心は、「四党合意」による解決は可能なのか、またどのような解決が可能なのか、充分検討すべきである。「四党合意」を基本的にどう理解するかという問題を抜きにしても、この春以降のいくつかの経過を見れば充分である。四月二六日、与党三党は「J R不採用問題に関する声明」を発表し、「四党合意」による解決が進まないのは、すべて国労側に責任があるとして、その取り扱いを求めてきた。

そして、国労本部は、この声明に対する取り扱いが、「解決に向けた大きな機会（チャンス）である」として、五月二七日、第六九回臨時全国大会を開催し、あらためて①訴訟の取り下げ、②一部闘争団組合員の査問委員会での処分、生活援助金の凍結、③ILOへの追加情報の提出、など、与党三党の意に沿つた内容で大会決定を行なつた。

この大会決定により本部をはじめ多くの代議員、役員は解決案が示されるものと期待していたのであるが、大会後自民党的甘利議員は、「大会決定は評価するが、具体的には次期大会以降としたい」と述べるにとどまり、さらに七月末に行なわれた社民党政村山元首相と自民党野中議員などの協議によつても、甘利議員の「次期大会後に協議」という強い意向が示されるのみであった。

こうして解決案は示されていない。次にどのような解決が可能なのか。非常に明確な態度が七月に示されている。闘争団組合員とその家族（四党合意に理解を示している組合員と家族）による甘利議員への要請の場で甘利議員は、「解決内容はゼロ・プラス・アルファと考えてほしい」と述べている。

これは我々が意志統一し求めているものではなく、ILO勧告が示す内容とも大きく異なる。この発言を出発点と受け止め、「水準を上げる努力を続けていた」と本部が言うのであれば、それはほとんど説得力を持たない。

こうして、この春以降の経過から明らかなように、①採用差別訴訟は社民党的要請があれば取り下げる。②一部闘争団組合員の処分問題は査問委員会に付している。③ILOへの追加情報は八月に提出している。など与党三党の求める通りの取り扱いになつていてもかわらず解決案は示されていないのである。

したがつて大会は、「四党合意」による解決は限界にきているのではないか、「四党合意」

による解決を正面に掲げた解決の道は、はたして可能なかつて問われなければならない。そして、このような議論の方向は、あらためて國勞が團結を取り戻すことが出来る道である。

以上のような基本的な議論を柱に、①「四党合意」の今日までを総括し、最高裁判決後も見据えた方針を確立する。②ILO勧告を重視し、内容の分析を深め政府・JRに解決を迫る方針を確立する。③一部闘争団組合員の処分は見直し、生活援助金の凍結問題を解消する。④創意工夫した大衆行動を強め、國勞運動への集中性を高める。などの点を決定する大会にすべきである。

(金平 博)

社会は飛躍を求めている

—憲法調査会、中教審「中間報告」に思う（上）—

憲法と教育基本法は「親子」の関係

日本国憲法と教育基本法は、親と子の関係です。憲法は国の理念と理想、進路を戦略的に定め、教育基本法は戦略を実践・実行する戦術を定めているからです。この関係を両法にみると、憲法は前文で「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と正義に信頼して、われわれの安全と生存を保持しようとした」「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」と宣言しています。その具体化が第九条「戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認」です。

ではどうやつて「崇高な理想と目的を達成」するのでしょうか。「教育をつうじて」と、宣言しているのが教育基本法です。教育基本法は前文で格調高くこう論じています。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想的の実現は、根本において教育の力に待つべきものである。……ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」

日本国憲法は一九四六年十一月三日に公布され、翌年五月三日に施行されています。教育基本法制定は一九四七年三月三一日です。これによつても、憲法と基本法の関係は明々白々です。

国会から護憲勢力がなくなつた

國体思想、皇國史觀の持ち主たち—自民党はこうした思想の持ち主たちによつて結党された—は、憲法と基本法が施行、制定されたその日から「憲法改正と基本法改正は一体におこなうべき」と、改悪策動をつづけてきたことは周知の事実です。自民党は結党以来、「憲法改正」を党是として掲げつづけてきたことが何よりの証明です。

よく、「なぜ今、憲法、基本法改正か」との問が發せられます。これに対し、「日本の資本が巨大になり、帝国主義国家となつた」、「自衛隊が世界第二の戦力をもつまことに肥大し、憲法との矛盾がおおいから今までに高まつた」、「憲法公布から五六六年たち、社会環境がいちじるしく変わつた」等論ぜられています。十月、衆院憲法調査会がまとめた厖大な中間報告にも、それに類したことが指摘されています。

これらはいずれも不十分な回答です。なぜって、自民党を中心とする保守主義者どもは両法制定のその日から、改悪をもくろんできていたからです。「憲法改正問題で党が割れてもかまわない」といった民主党代表の鳩山由紀夫のじいさんの一郎が憲法改正を公約に掲げたのは一九五四年でしたし、その後、憲法改正を政治課題として岸信介ーその孫が阿部副官房長官ーは一九五八年のことでした。

彼らの意図は一九五一年以降、「平和の砦」として、平和と民主主義を望む労働者、勤労諸社会層を代表した総評と社会党の政治勢力の国会内と外の大衆運動のたたかいで打ち砕かれてしまったのです。日本社会運動の中で「平和の砦」としてあつた総評と社会党は、一九八〇年代後半から一九九〇年代中葉にかけて、支配階級どものすさまじい攻撃で解党、解体されてしまいました。

その後、誕生したのが労働組合では連合、政党では自民党亜流の新進党、民主党です。旧社会党は人がよく、まゆ毛が長いだけの党首の時、「自衛隊合憲論」を決定し、保守勢力に吸収されてしまいました。連合主流は改憲論です。

小選挙区制導入後、国会では改憲派が実質八割以上を占める事態がつくりだされました。ちなみに、今年十一月一日現在の両院の議席は、衆院では自民（改憲）二四一、民主（創憲）一二五、公明（加憲）三一、自由（改憲）二二、保守（改憲）七と、全議席四八〇の八八・七五%をしめるにいたっています。これに無所属の一五を加えれば九一・八七%にも達します。参院もほぼ同様で改憲勢力の自民・保守一一四、民主六〇、公明二四。議席数は二四七ですから、その比率は八〇・一六%になります。

憲法は第九六条で「憲法改正の手続」を定めています。そこでは①各議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会が発議すること、②承認には国民の過半数が必要と定めています。憲法改正をたくらむ保守主義者にとって、ようやつと待ちに待った時節がこうやって来ましたというわけです。

基本法改悪から憲法改悪へ

政治つてものは恐ろしいもので、とくに権力者はタイミングをみはからつて一気呵成に攻め寄せてきます。両院に憲法調査会が設置されたのが〇年一月、「日本は天皇が統（しろしめ）す神の国」と臆面もなく語った森首相が教育改革国民会議をつくり、教育基本法改悪の方針を示したのが〇年十二月でした。

今度は、〇二年十月十七日に中教審中間報告で教育基本法見直しが提案されるや、すぐ翌日に衆院憲法調査会中間報告が提出され、十一月一日には衆院で議決されるといったようになります。教育基本法は三年一月に本答申がなされるとされています。他方、憲法調査会の期限は五年とされていますから、今後、①憲法改正にかかる国民投票法案と制定、②両議院による憲法改正案の策定がすすめられることになります。憲法改正案については読売新聞憲法調査会、二一世紀臨調、自民党憲法調査会等で、既に満ちあふれんばかりです。今日の状況からおしゃると、今度はまず教育基本法が改悪され、それにもとづいて憲法が改悪されそうな雰囲気です。十月一七日の中教審中間報告素案では「基本法見直しの視点」として六項目が上げられています。第一に、国民から信頼される学校教育の確立、第二に、「知」の世紀をリードする大学改革の推進、第三に、家庭の教育力の回復など、第四に、「公」に関する国民共通の規範の再構築、等々です。一から三には理念、理想は一かけらもありません。お説教とたんなる実務にすぎません。

（つづく）

財界と一体で進む賃金・労働条件切り下げ

一〇三年春闘はこうなる！

日本労働運動は新たな段階へ

連合は二〇〇三年春季生活闘争基本構想で、舵を右に切った。「面舵いつぱい」の方針である。春闘は消滅させられた。「春季生活闘争」との名はまだ削れないでいる。連合内の中小単産（全国一般等）、地方連合にいまだ抵抗が強いこと、さらに政府、財界が「春闘」をなくしてしまいたくないからである。しかし、その実体は総合生活改善闘争という名の労働協約改定のための闘いとなつた。日本労働運動は〇二年の「春闘」を経、〇三年「春闘」で新たな時代に入るのである。

〇三春闘—四つのポイント

〇三年「春闘」を連合はどうたたかおうとするのであろうか。まずその特徴を指摘したい。

第一は、旧日經連（現・日本経団連）の主張とすべて軌を一にし、「いかに企業が生き残るか、その中で雇用をどこまで確保できるかを主眼に、雇用・賃金・労働時間を含めた総額人件費」の観点に立つたことである。

この結果、統一要求基準、ベア要求が消えた。〇三年の連合の要求はこうである。

1、賃上げができると組合が判断したところは、賃上げにとりくむ。

2、標準労働者の最低到達目標を、三五歳勤続一七年二五万円以上、三〇歳勤続一二年二二万円以上。

3、この他、「目指すべき目標水準」「これ以下はなくす目標水準」として、①標準者賃金の到達目標、年齢別最低賃金（勤続〇年）の最低到達目標が掲げられる。

4、連合が再来年以降の基準にしたいとする「ミニマム賃金」は年齢別最低賃金と予想される。今年のその数字は三五歳二〇万六千円、三〇歳一八万六千円、二五歳一六万八千円、一八歳一五万円以上。

一日八時間、二二日働いたとして時給にして、それぞれ一一七〇円、一〇五六円、九五四円、八五二円でしかない。現在の全国最賃に毛がはえたにしかすぎない。

この数字は現在の連合の思考方法からすれば正社員を意味しているだろうから、正社員にとつては大幅な賃下げ、パート労働者にはせいぜいで現状維持の水準、しかし正社員の賃金が下がるのだから、水準は低下することになる。

こうして、連合の賃金要求は「賃上げ」ではなく、賃下げとなる。これは「たたかい」とはいえない、資本の論理に身をゆだねることである。

「たたかい方」にも変化

第二は、「たたかい方」にも大きな変化があらわれたことだ。連合のもともとの方針は

(1) 政策制度は連合の責任、構成組織の協力・参加、(2) 労働条件（賃金ふくむ）は構成組織の責任、連合の調整というものだ。この方針が〇三年「春闘」から実践される。具体的にはこうである。

1、各運動課題について、①政策制度、②社会合意、③労働協約それぞれの取り組み課

題と、連合・地方連合、産別・産業別部門関連格会、④単組の役割を明確にする。

2、連合は、政策制度要求の実現とともに、労働条件の底上げをはかるため、共闘の調

3、労働条件の維持・向上については産別が責任をもつ。

政治にかかる政策制度は連合がやる。しかし、個々の産業・企業にかかる労働条件事項は、産別組合を中心に単組がやれというのである。結局は、企業の支払い能力にまかされることになる。

賃金・労働条件より雇用維持

第三は、これでは連合はなんのためにある、労働組合のナショナルセンターの役割とはなんぞやとなることは必死。そこで創意工夫であるかのように、「『まかし』の論理として展開されるのが、「春季生活闘争改革の具体的展開」に示される①四本の最点課題—政策制度を柱とした景気回復と雇用確保の実現、賃金カーブの確保と賃金の底上げ、パート労働者等の待遇改善と均等待遇の推進、不払い残業の撲滅と総労働時間の短縮、②ミニマム運動—前記二～四項で賃金カーブの維持、全従業員対象の企業内最低賃金の協約化、労働時間管理の協定化である。

時短、年間一八〇〇時間実現は、連合結成時の最大公約だった。しかし、結成以来一三年、無為に過ごしてきたことはだれでも知っている。「空文句」を並べたて連合への求心力を求めようという意図はみえみえである。

「社会合意」は労資協調

第四は、これこそナショナルセンター連合でしかできないことと、まるで水戸の『老公の『印籠』のようによりかざすのが「社会合意」とのご託宣だ。

1、働き方の見直しなどにかんする、政労資の社会合意のとりくみがまず強調される。具体的にはワークシエアリングで『働く側の選択肢拡大』『仕事と家庭の両立』を念頭においた、『多様就労型ワークシエアリング』をはかる」とある。

2、パート・有期契約法の制定。

3、解雇規制法。

である。連合のいう「社会合意」は、連合「活性化」への殺し文句であるかの様相を呈し、「連合も捨てたもんじやない。中に入つて改革を」と、十数年前に聞いた言葉が散見されるようになつた。しかも、意外に多いのである。だれとは言わぬが、いいかげんに目をさまされることを訴えたい。連合のいうワークシエアリングのモデルは、電機やNTT。そこで労働者にどんな惨悲が起きているか。電機やNTTの仲間からの報告にも明らかだ。

雇用で第一の「生産性基準原理」提唱

第五は、連合会長が日本経団連会長と符節を合わせ、「現代日本は経済非常時」とのスローガンで、政労資の三者で「危機突破」の協定づくりをめざしているやに思われることだ。モデルは一九七四年の「生産性基準原理」の提唱、そして日経連が提唱した『大幅賃上げの行方研究委員会報告』への協力だ。この委員会は、後年、『賃上げ問題研究委員会』『労働問題研究委員会』となり、政治的には中曾根第二臨調、民間政治臨調、21世紀臨

調と推移し、こんにちの政治をかたちづくる遠因となつた。

そして今、これらを教訓に、新たな政労資合意を「経済・雇用の危機突破」を口実につくるというのである。これは、あきらかに一九三〇年代後半、日中戦争勝利、八紘一宇、大東亜共栄圏確立のため編成された産業報告会の現代版である。というのは、政府自民党、さらには「野党」の民主党ですら、「軍隊を憲法が認めない国は異常。自衛隊を軍隊として憲法で規定し直すことが必要」と、戦争ができる国が、国家権力を上げて推進される状況にあるからだ。

連合は民主党を支持してきた。しかし、今では「民主は力にならん」と、自民党、そして日本経団連に比重を移しつつある。日本経団連は、「連合さんは私のパートナー」、大事にしてますよとのメッセージであろう、日経連時代には二回であつた労資會議を三回にふやした。小泉は小泉で、かつて連合結成大会時、「ぼくは連合を抱擁したい」とした竹下以上に、連合のご機嫌をとつていてる。

連合会長はといえば、日本経団連、自民党的ラブコールに有頂天。天下を取るかの舞い上がりぶりだ。なぜ、支配階級の輩（やから）は、連合幹部をこのように舞い上がるまでに持ち上げるのか。彼ら、連合幹部どもは「こわくない。しかし、六千万労働者に恐怖する。直接、労働者と対峙するより、労働組合幹部に対処させようと。こうして、労働者の怒りは労働組合に向けられ、労資の矛盾は拡散させられる」というわけだ。

労働組合強化の根本問題

連合は完全に資本の側にたつた。しかし、連合への批判は、労働者から顕在化しない。とうてい理解できないことである。過日、ある労働組合の献身的活動家と話し合つた。私は問うた。「あなたの組合の方針を正しいと思うのか」と。彼は背筋を伸ばし、「正しくない、誤り」と胸を張つて答えた。さらに私は問うた。「正しくないなら異議を唱えれば」と。彼はさらに胸を張つて、「機関決定だ。機関を守ることは組合員の任務」と答えてくれた。さらに、「組合の機関決定に介入するあなたは間違つていい」と。

組合員一人ひとりが「どうしていいかわからない」という問題で悩み苦しんでいるのならわかる。しかし、組合員はほとんどすべてが「組合方針は誤り」としながら、「機関が決定した。だから、従う。従わなければならん」と強弁する。これはいつたいなんだろう。労働組合運動以前の問題ではないか。

情勢は変わつた？

なぜ連合のような方針が出てくるのか。彼らは現在の情勢をどうとらえているのだろうか。

第一は、情勢は変わつたと競争論、赤字論、もつといえれば企業存続論に身も心も譲り渡してしまつたことだ。彼ら連合幹部（J.C.）等の大企業労組幹部はこう主張する。

「国際競争や構造変化に直面する産業の状況などから一時的な業績回復があつたとしても、これまでの戦術は成立しがたい」

経済情勢は一九九〇年代以降、一変した。インフレからデフレへの大転換である。一九七〇年代にはスタグフレーション（不況・停滞下のインフレーション）が世界経済、そして日本経済を揺さぶった。今はデフレ（不況下の物価下落）が世界経済の足元を直撃する。ダラ幹たちはこんな情勢下では「これまでの戦術」つまり大幅賃上げ要求はむろんベア

要求すら、さらにはささやかな賃上げ要求すら「成立しがたい」と労働組合の存在、そして労働運動すら切り捨てるのだ。

第二は、「これまでの戦術は成立しがた」く、「従来型労働運動はも通用しない」とすれば、『新しい』労働運動はどうあらねばならないかになる。ここでの主張はこうである。

「グローバル経済下において賃金を考える際には、いまや日本の労働コストと国際競争力の関係を無視しては考えられない時代になった」

さらにこういつて恥じることもない。

「毎年、賃金が上がり続けることが許されなくなつた現実に目をつむり、一時的な心情を優先した運動では、結果として、組合員の雇用と生活が守られなくなるのは明らか」

結論ははつきりしている。もう賃上げの時代ではなくつた、激烈な国際競争戦下では賃下げも考えなければならず、いまや賃上げよりも雇用の時代の認識のもと、「新たな環境条件のもとでの組合運動を確立」しなければならんとする。

第三は、こうして①上げ幅（ベア要求）中心の相場形成・波及パターンは成立しがたいと、②個別賃金のとりくみを基本とし、生計費を基礎として賃金のミニマム規制のとりくみを強化するとされ、○三年春季生活闘争の「基本構想」が作定されているのである。

財界はさらに賃下げへ

この結果、労働者状態に何が起きているか。労働者間の労働条件、賃金切り下げ競争である。連合が「NTT型ワークシエアリング」という、NTT一一人合理化では数万の労働者が希望退職という名で働く場から追い出され、残つた労働者には賃金の最大三〇%、労働条件全面切り下げが襲いかかった。連合はこれを「雇用を守る」たたかいと言つてはばかりない。

さらに労働者の競争は正社員とパート、派遣労働者をも巻き込み、賃金も労働条件も一段と下がる傾向を強めている。連合は冒頭に述べたように、パート労働者の均等待遇、残業撲滅運動をおこなうという。その目的は年間総労働時間一八〇〇時間の達成であり、生計費に基礎をおくミニマム賃金要求である。

時短は連合結成以来の運動目標だ。しかしちつとも実現されることはない。かけ声だけで終わってきた。パートの均等待遇要求は昨年大会で連合運動の中心課題にすえられ、その指標となる勤続ゼロ年の年齢別最低到達目標がかかげられた。三五歳で二〇万六千円、三〇歳一八万円以上とある。この数字は「最低到達目標」だ。資本側はこれを「最高到達目標」として、さらに賃下げ攻撃を強めるにちがいない。

政労資の構想する「春闘」論

最後に政労資が現在、「春闘」をどのように考えているかを、高梨昌氏の新書『変わる春闘――歴史的総括と展望』の宣伝文から指摘しておこう。

「春闘体制」は、労使がそれぞれ一年近く学習してきた成果を論じ合い、賃金改定問題にとどまらず企業の人事諸制度・年金・健康保険などの労働政策等幅広い諸課題について意見を交換し、この総合的検討をふまえて賃金決定で合意し妥協する労使の交渉・協議システムであつて、これは世界に誇れる日本人の英知として高く評価し、継続すべきシステムである」

（滝野 忠）

「いじめ・暴力」「心の傷」「不登校」を考える

—稻村竜君の事例から(二)—

「抗議と要請」 滋賀県大津市仰木の里小学校における「稻村竜君のいじめ暴力、P.T.S.D.被害・不登校」にすさまじい反響があつたことは前号で述べた。十一月七日中間的に三六〇名余の「抗議と要請」の署名簿を大津市教育長・校長宛郵送した。内容は「稻村竜君の「被害・登校の権利の完全回復」に向けて六項目（別紙・資料）。さらに、竜君が望んでいる転校前の仰木の里小学校四年生への原状回復要請についても合わせおこなつた。

到着後一週間以内に文書回答を要請し、その期限は十五日となる。どんな回答となるか、今の私は期待というより不安が大きい。市教育委員会と校長は管理体制に過剰適応で自己保身がつよく、いじめ暴力事件の「隠蔽」が想像以上だからだ。千葉でも、埼玉でも、新聞報道された事件ですらも隠蔽、証拠の改竄（かいざん）までしているという。

千葉地裁で係争中の「小学校での集団リンチ」事件は、今年三月提訴。これまで文書のやりとりに終わっていたが、次の十二月十八日から来年八月頃まで、毎月一回、各三時間、証拠調べと証人尋問が始まる。担当弁護士はこの間の経緯をこう語った。

「静岡でも同様の事件が提訴。事件の『隠蔽』は共通している、「事故直後の対応の悪さも共通。これも含めてP.T.S.D.となるほどに酷く子どもは苦しんでいる。学校側が、すぐ問題の所在を明らかにし、謝罪し、その後の対策を曖昧にすることなく取りくんではれば、根深い問題にならなくて済んだと思う。それがいま、被害者と加害者、そして関係者の不幸な事態につながっている。次回以降の公判で明らかにしていただきたい」と。

「いじめ・暴力・不登校」は、経過のなかで不思議な逆転現象がおこる。学校にもの申すのは当然、被害者・いじめられた側だが、いじめられた側には暴力肯定で、いじめることで人の輪を増やしていく。いじめを受けた被害者は家族と泣き寝入り。結果、「恐ろしい学校」を拒絶し不登校を決める。つづくのが「不登校は悪い」、「家庭が悪い」「親の育て方が悪い」と。それでいて、「今後の子どものために、子供同士の『トラブル』に親が出るべきではない。ましてや他人のあなたも…」の心配意見もてる。

ひきこもり一二〇万人 学校における児童・生徒のいじめ・暴力、不登校は年々増加する一方だが、教諭の病気休職者、とりわけ「心の病」の休職者の増加が目立つ。九九年には、九四万三六四一人の教諭在職者のうち四四七〇人が病気休職。その一九二四人がうつ病など「心の病」、なんと四三%だ。六〇%を超えるところも少なくないという。

原因は何か。あの、政治的に仕立てられた「指導力不足教員」の問題で、心の底から「やりたい教育」を行うことが出来ず、また、右のような「いじめや暴力事件」「学校崩壊」の問題にも心から取り組むことが出来ない現状がそうさせているものと私は思つてゐる。児童・生徒たちも、これらを敏感に察知し、また、社会不安の影響も受けて、恐ろしい「いじめ構造」を作り出しているのではないか。

また、政府の21世紀教育改革が拍車をかける。学校に市場原理をもち込み、国や大企業に貢献する「エリート」の養成等々。その柱は、①学校教育の公費負担の縮小と民営化、②通学区の規制緩和など学校選択の自由化、③習熟度別学級の編成など子ども同士の競争

の強化、④特色ある学校づくりなど学校間の競争の導入、⑤学校にカウンセラーーやコンピュータ・外国语の補助教員など、専門家導入による分業化だ。効率を最優先し、競争による「自己選択、自己責任」、「強者」の側からの教育。教育基本法改悪を先取りするかのように、「不登校」は家庭訪問で、「障害」児、「問題」児は自宅待機、幼児からのエリート分離分断社会へ走っていく。学校カウンセラーは相手の話はよく聞くが、現場の問題を曖昧にし真の解決から反らす役割を果たすことも多い。「心の病」「心の傷」によつては一時的に必要な場合もあるうが、一人ひとりが現場の問題を直視しないことが、ことを曖昧にして糸口が見つからず、居場所を失いひきこもる人々をつくることにもなる。日本におけるひきこもり人口一二〇万人。外国にない特殊日本の問題と臨床医は指摘する。カウンセラー、クリニック等々「心」が利潤の対象となり市場が増えつづけているのも近年の特徴だ。

「子どもの権利条約」 何と言つても学校は子どもが主人公だ。国連「子どもの権利条約」は、①子どもの意見表明権の正当な重視、②子どもの市民的自由の保障、③教育情報の権利の保障、④学校の管理運営に対する子どもや保護者の参加制度などを定めている。それは民主主義の基盤づくりで、自由と平等の原則に立つて一人ひとりの尊厳を尊重し、自分たちの社会を自分たちの力で治めていくことを原則としている。学校が将来の職業や人生と密接にかかわり、役立つものとして存在する。ドイツでも、フランスでも、民主的な人づくりのために学校運営は子ども、学校、父母三者が対等平等な立場で各三分の一づつ参加すると聞く。しかし、日本では学校も上意下達の「権力社会」と化している。

また、日本の文科省は国連の場で国内のことを「公表しない。知らせない」の一貫した態度だという。市教育委員会・学校も上部機関に実態を正直に知らせていないらしい。先日、千葉の裁判傍聴後の立ち話で、自分のかかわる問題が文科省に伝わっていないことに話題が集中した。こんな状況を知るにつけ途方に暮れてしまうが、どこかで風穴を開ければ、子どもたちは身も心もボロボロになり未来社会は崩壊するにちがいない。

教育委員会、学校、教諭の責務、大人の責任 埼玉弁護士会人権擁護委員会は、草加市の田中明さん（仮名）が申し立て事件に対して、「地方教育行政法第二十三条各号にもとづき、教育委員会は、児童や幼児の人権が損なわれ、何らかの対処が必要とされる事態を認知したならば、可及的速やかに事実を調査し、結果に基づき指導・助言をし、当該事態に対処する権限を有する。当該問題が一応の解決をみた後も、さらに、なぜそのような事態が生じたのか、どうしたら二度とそのような問題が生じないか等という視点から検討や取り組みを進めるべき立場にあり義務を負う」。さらに、「教諭・学校はいじめという事態が、児童の人権を著しくそこなうものであることを認識し、その人間の尊厳を守るために、日常的にも児童の動静に注意して、いじめがおきていないか注意する義務があり、また、いじめの可能性を把握した場合、さらに、事実の把握につとめ、いじめを防止あるいは解消すべき義務がある。とくに、いじめの主体も未だ未成熟であることを考えれば、いじめ解消に果たす、教諭および学校の果たすべき役割は極めて重要である」と、勧告している。

これらは本来の姿であり、私も望むところだ。これまでの経過から、大津市教育長・仰木の里小学校長の回答が良識あるものとなる可能性は少ない。竜君の「いじめ暴力被害・登校の権利の完全回復」は時間がかかりそうだが、「いじめ・暴力」は許されではならないし、竜君は、今、「心の傷」を深くしPTSDに苦しんでいるのだ。原因を取り除き、安心できる生活環境をつくっていくのは大人の責任だと私は思つてゐる。信じられる闘いの輪をひろげたい。読者のみなさんの心からのご協力をお願ひしたい。

（滝野 嘉津子）

付属資料

2002年11月20日

大津市教育長 木田 昭一郎 様
大津市立仰木の里小学校校長 深田 雅樹 様

「大津市立仰木の里小学校におけるいじめ・暴力事件」に関する 抗議と要請について

「児童の権利に関する条約」(平成6年)にもとづく通達、平成8年1月の文部大臣「緊急アピール」は、「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるもの」と、子どもたち、お父さん、お母さん、学校の先生、地域の人々に訴えています。

いじめは児童の人権を著しくそこなうものであり、その人間の尊厳を守るために、日常的にも児童の動静に注意して、いじめがおきていないか注意する義務が学校にあり、また、いじめの可能性を把握した場合、さらに、事実の把握につとめ、いじめを防止あるいは解消すべき義務があります。

にもかかわらず、大津市において、貴職はそれらを具体化なさらないのはどうしたことでしょう。

昨年7月の鉛筆刺し等の「いじめ・暴力」事件後、稻村竜君は9月から不登校。11月には「急性ストレス傷害」の診断書と要望事項が竜君の父母より提出されましたが、これを学校側は形式的に受け入れるのみで、担任教師をはじめ学校関係者の言動は目に余るものがありました。「いじめ・暴力」の根絶に向けたとりくみを早々に中断し、竜君を再び不登校・転校に追いやってしまったことは信じがたい事実です。「急性ストレス傷害」のことの重大性に無理解で、症状を悪化させてしまいかねません。稻村竜君に関して下記6つの質問・要望事項を要請します。

記

- 1、上記に対する市教育長、仰木の里小学校校長の感想と考えを伺いたい。
- 2、被害者・稻村竜君を転校に追いやった責任をどう考えるか伺いたい。
- 3、稻村竜君へのいじめ暴力・P T S D被害と登校の権利の回復に向けて、被害者稻村竜君の心の叫びを真正面から受けとめ、ご両親稻村守・ひづるさんの要望を真摯に受けとめ、早期解決をはかること。※「幼稚園時に引き続き稻村竜に暴力をふるい、竜をP T S Dに陥らせた加害者Sのいな安全・安心な状態にして、他の児童の教育を乱さず、稻村竜を仰木の里小学校4年生に原状回復されたい」(2002年11月5日、稻村守・ひづるさん発信文書)
- 4、加害者・児童S君と保護者・石垣優人氏の被害者への「心からの謝罪」と諸問題の解決にむけて、右話しあい促進のためどうなさるか伺いたい。里小側が当初「いじめ」の認定をしなかったことが、今に至るまで加害者の強硬な態度を生みだす原因となっており、その責任は学校と市教委にあると考える。
- 5、文科省通達、「いじめは人間として絶対に許されない。出席停止を含む毅然とした態度で指導」に反し、クラス総替えをしたことで、保護者の中に「被害者に迷惑をかけられた」との認識がつくられ被害者を転校に追いやった。学校一丸となり、稻村竜君へのいじめ暴力・P T S D被害と登校の権利の回復に向けて、保護者に対する真の理解をうること。
- 6、「いじめ・暴力」の根絶、「不登校」問題について、何を指針に、これからどうなさるのか伺いたい。また、それらマニュアル本があれば提示されたい。

※以上、到着後7日以内に書面でお答えください。

連絡先・責任者 滝野嘉津子(東京都渋谷区本町6-28-2-904)

電話 03-3377-4649 FAX 03-3299-5367

Eメール shakaitsuushin@nifty.com

※裏面の署名簿【氏名】【住所】【郵便番号(番号は入力のため)】に、ご記入、ご協力下さい。
恐れ入りますが、FAX・メールで上記宛送付ください。被害・権利回復まで要請は続きますので。

大津市教育長・仰木の里小校長への提出名簿

※ 提出は氏名と住所のみです。郵便番号はワープロ入力を容易にするためです。

| 氏名 | 郵便番号 | 住所 |
|----|------|----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |
| 16 | | |
| 17 | | |
| 18 | | |
| 19 | | |
| 20 | | |

裏面記載のところへ、FAX または メールして下さい。

運輸、自動車産業——JR東とトヨタ

—現代の独占資本（中）—

運輸産業——JR東 運輸業界の巨人JRグループはどうか。JRグループは本州のJR東、東海、西、それに三島の北海道、四国、九州と貨物七社から構成される。株式が上場されているのは東、東海、西の三社だけ。JRのガリバー企業・JR東日本の売上高は二兆五四三三億円、資本金は二〇〇〇億円、発行株式は四〇〇万株、株主数は三〇万六五八八名で、その構成は日本鉄道建設公団国鉄清算事業団本部五〇万株（一二・五%）を筆頭に三菱信託一六万四〇〇〇株、日本トラステイー信託一二万九〇〇〇株、社員持株会一二万二〇〇〇株、三井住友銀行、富士銀行、第一勧銀、東京三菱、日本興業銀行と続く。労働者数は単体五万九〇四一人、連結で八万二〇〇人、年間賃金は六九七万円（四二・五歳）である。

JR東海の売上高は一兆三六六九億円。資本金は一一二〇億円で発行株数は二二四万株。株主は一四万六六七六人で、国鉄清算事業団本部が八八万六〇〇〇株（三九・五%）をもち、以下UFJ銀行九万五〇〇〇株、社員持株会五万二〇〇〇株、第一勧銀、興銀、富士、中央三井信託、日本生命、トヨタ自動車、三井住友とつづく。

JR西はそれぞれ一兆一八一〇億円、一〇〇〇億円、二〇〇万株。株主は日本鉄道建設公団国鉄清算事業団本部六三万四〇〇〇株（三・七%）、日本トラステイー信託六万七〇〇〇株（三・三%）、三井住友六万四〇〇〇株、三菱信託五万株、社員持株会四万七〇〇〇株、UFJ、みずほ九万六〇〇〇株、住友信託とつづく。労働者は単体で二万九八七五名、連結で四万三三九四名とある。

JRグループの特徴はNTTのように持株会社制をとらずグループを構成していることだ。ちなみにNTTの場合、持株会社である日本電信電話（NTT）の労働者数はわずか三一六五名で連結労働者数は二一万三〇六二人である。三千人余の持株会社員が関連一二八社二一万人余を支配・管理する。

JRグループの第二の特徴は、レール部門だけでなく関連事業を猛烈に拡大していることだ。東の場合、運輸七〇%、駅スペース活用事業一四%、ショッピング・オフィス事業七%。東海は運輸業七二%、流通業一六%、不動産業六%。西はそれぞれ八二%、一二%、三%。本体であるレール部門の比率は七〇～八〇%に低下した。

第三の特徴は、役員、東三六名、東海一三名、西三四名中ほとんどすべて旧国鉄官僚上がりであることだ。国鉄が政治で解体され労働組合をつぶすためにJRになつた会社だから、当然といえば当然のことである。

これら巨人にくらべると古くからの私鉄大手の影はうすい。かつては私鉄最大手といわれた東武鉄道の年間売上高は六八四三億円。東京急行は一兆円強である。しかし、営業内容はJR各社とは構成を大きく異なる。

私鉄最大手の東急は二四三社を傘下におき本体三八七一名、連結労働者数は二万七六七二名である。その売上げ構成比は交通二三%、不動産一四%、流通一〇%、レジャーサービス九%、ホテル九%、建設三〇%。東武は一二三社を傘下におき、本体八六二四名、連結で二万三九九〇人。売上げ構成比は運輸事業三三%、レジャー事業一〇%、不動産一〇%、流通事業二八%と、本業のレール部門は一〇～三〇%強の割合でしかない。

JRと旧私鉄グループの格差はその資本金、東武六六一億円、東急一〇八八億円以上にはつきりしている。大都市圏ではJRグループと旧私鉄の間ですでにすさまじい競争戦が展開されており、JR東がモノレール（羽田線）を買収したように、関連企業ふくめJRの三大グループ会社に集中・合併されていくことはまちがいない。

大再編下の自動車産業——トヨタ自動車 狹い国土を群をつくつた蟻のように我がもの顔にあるまい、利便性以上に交通死他で犠牲者をともなつてゐる自動車産業。日本最大の企業トヨタである。売上高は一五兆一〇〇〇億円、単体では八兆二八〇〇億円である。資本金は三九七〇億円、発行株式三六億九九九万株。株主は豊田織機一億九六七二株（五・三%）を筆頭にUFJ、UFJ信託、三井住友、日本トラスティー信託、日本生命、三菱信託、三井アセツト信託、新生、東京三菱とつづく。

トヨタが系列におく企業は五六四社、株式を五〇%以上もつ会社は五〇社あり、主要会社に東京トヨタ自動車、ダイハツ工業、米国トヨタ自動車販売等がある。

ちなみに自動車各社の株式持合状況を指摘すれば、日産はルノーが四四・三%（総発行株式は四五億株）、いすゞはGMが四八・四%（同二二億株）、日野はトヨタが五〇・一%、日産ディーゼル工業は日産・ルノーがそれぞれ二三・五%、三菱はダイムラー・クライスラーが三四・〇%、マツダはフォードが三三・三%、ダイハツはトヨタが五一・一%、富士重工はGMが二一・〇%を持つ。こうして、日本の自動車会社で海外企業の系列化にいのは、トヨタとホンダだけであることがわかる。

自動車産業は鉄鋼と同じよう日に巨大資本間の集中合併でアメリカの一社（フォード、GM）、ドイツの一社（フォルクスワーゲン、ダイムラー）、フランスの一社（ルノー）、それに日本の二社（トヨタ、ホンダ）、イタリアのフィアットは大合理化中で企業存廃のさなかで、七社体制への再編過程にある。自動車産業でとりわけ特徴的なのは海外生産比率が高いことでトヨタ六三%、日産六六%、ホンダはじつに七五%にも達する。これらは自動車に部品を供給する電機各社にもいえることで、主要各社の海外比率は軒並み五〇%からはなはだしきはアイワのように八〇%をこえる。

巨大独占資本が安い資本が資本コストを求めてぞくぞくと海外に工場を移してゐることのあらわれであり、一九七〇年代後半以降、「日本でつくり世界に売る」体制から「世界でつくる世界に、日本に売る」への大転換がいぜん進行してゐることである。

自動車や電機のように世界でつくり世界中に販売する企業とJRに代表されるよう国内市場を中心に営利活動をおこなう企業には、労働者にも意識の変化があらわれる。企業意識を先取りするのがJJC傘下（金属関係の大企業労組の協議体）の労働組合で、「企業の存続なしには労働組合はなくなる」と、生産性向上に労働者を駆り立てる。日本労働運動が右傾化し、労働組合の体をなしていないのは、JJCが連合というナショナルセンターを主導し、JCの考え方が連合をつうじて各労働組合、さらには労働組合をつうじて労働組合員に波及させられてきたことによる。

（つづく）

音威子府パンフを読もう

四国の共闘の仲間が活動資金のためにと作成・販売している「人らしくタオル」、北海道の仲間が国労音威子府闘争団と連携し販売に力を入れる音威子府パンフ「人らしく生き

たい、子どもたちの未来のために！」の売れゆきは好調だ。

四国タオルは当初目標数をほぼ達成、音威子府パンフは三刷分もほぼ完売。さらに一回り拡大することも夢ではない状況にある。

ここに来て、その流れをさらに強めるためには何が必要か、何が欠けているかの問題点も明らかになってきた。

音威子府パンフに例をとると、多くの仲間が買ったのはいいけれど、あまり読まれていないという現実である。このパンフはビデオ「人らしく生きよう」上映運動の拡がりのなかでつくられた。これまで国鉄闘争を知らなかつた人、影響力がおよばなかつた人に、もつと知つてもらいたい、そして「人らしく生きるとはどういうことか」をともに考えてほしいとの目的意識からつくられた。その期待に応えるほんとうに立派な内容である。

いくら立派なパンフでも読まないで、積つんどくだけではそのよさはわからない。だから、もつと拡められるにもかかわらず拡められないことになる。とにかく一度読もう、目を通してみよう。一人ひとりが感じたことを回りの仲間に語り、購読をすすめよう。

タオルもパンフも発行部数が伸びれば、四国の仲間の活動資金、北海道の仲間の越冬資金となる。

◇ 読者からのおたより ◇

売上げアップ 労協「おといねっぷ」の現状です。これまで木工品、洋かん、一九九九年から取り組み始めた「みそ」を加え、三つの柱を軸に追求。昨今の深刻さをます景気動向にくわえ、国労運動の混迷とたいへん厳しい状況です。ただその中にあって、一昨年度を売上げで五百万円上回ったことは、次につながる明るい材料。このことに自信を持ち、営業戦略として三つの柱の全国展開を図つていこうと、奮闘中のまつただなか。

（音威子府闘争団）

編集部より 売上げアップに大拍手。今田さん、藤保さんと全国どこででもお会いしますものね。

（北海道・M）

この努力、必ず報われる。必要なことあれば声かけて。東京・東武、千葉の物販は十一月一七日から、東武ブロッサクや千葉の皆さんよろしく協力を！

（八王子・N）

北朝鮮と日本 拉致事件が連日報道されている。北朝鮮の人を人とも思わないむごたらしさには怒り以上のものを抱いてしまった。それと同時に、数多くの日本人がこれほどまで簡単に、日本民族主義のデタラメにからめとられてしまうのを見ると、薄ら寒い思いがしてくる。普通に考えるなら、この何千倍何万倍もの犠牲を強いられた朝鮮の人々に、あらためて「こんなに残酷なことをしてくださいたのだ」と自省の念にかられていくはずだ。数十万人の強制連行、従軍「慰安婦」、一九一〇年植民地化以降の非道な仕打ち。皇國日本と敗戦後も謝罪拒否してきた今日の日本政府。これに対して、朝鮮の人々と共に激しい怒りを共有していくのが、ふつうならば当たり前の感覚だろう。なぜ当たり前の感覚をもてないのか。

（神奈川・T）

岩井章が生存されてた時、「やられたことは覚えているが、やつたことはすぐ忘れちまうんだ」と。なるほどと感心させられたことでした。

本部の尻たたき！ 先週の土・日で中央労組の大会が行われました。一年間の総括と今後一年間の方針について各支部から出席した三四名の代議員により討議がおこなわれました。世の中の動きは速く、情勢も刻々と変化しており、各職場の動きも同様のようです。全体を把握するべき本部の動きはまつたく見えず労働組合の仕事は本部の尻たたきと感じました。

（北海道・M）

編集部より まさにおおしやるとおり。中央は日々の対応に追われ、考えることを忘れてしまいます。手術が必要になる前にシャンとさせようよ。
学習会へのお願ひ こんど「まなぶ」で二回に分け講座をとりくむことにいたしました。そこでお願いです。お願いする「労働運動の強化」十一月十三日の講演内容の要望を概略的に言いますと、資本主義の矛盾が拡大すれば、労働運動が強化される性格があると考えますが、現実にはおされづなになっています。あらためて労働運動。労働組合とは何かが問われています。その中でも国鉄闘争における闘争団の闘いや、首切り・リストラに抗して精一杯闘っている仲間がいます。そうした仲間等の闘いを通して、私たちの置かれている背景と今後の課題についてです。（神奈川・T）

（解説！）了解！率直にしゃべらせていただきます。楽しみです。

浜岡町に大看板送ろう 中部電力の浜岡原発（四基）は、東海地震の震源域の真上に立っていて、

私たち大心配です。しかも、事故続出の原発です。かつて、静岡大学の小林浩夫教授ら多数の人が5号炉反対の看板を全国のカンパでつくりました。今回、小林教授ほかの皆さんの賛同で、新しい看板（横四・五m、たて二・三m）をつくりたい。ぜひ東京圏の皆さんとの協力とカンパをよろしく。目標は一枚一〇万、二枚二〇万円+土地借用代＝三〇万円です。

（東京・M）

育英奨学金の存続求め集会 私ども「日本育英会奨学金の存続を求める会」では、小泉構造改革が

すべての勤労国民にきわめて深刻な困難をもたらしている事実、さらに子どもたちから奨学金を奪い去ろうとしている事実を知り、二〇〇二年三月二六日に「大人に仕事を！子どもに奨学金を！」

尼崎市民集会を開催しました。その集会で、日本育英会奨学金の存続を求める会を立ち上げること、請願署名に取り組むことを決定し、以降街頭で、そして全国の心ある人々に呼び掛け、署名活動を開催して参りました。今日までに集約された請願署名をもって衆議院・参議院への請願行動に合わせ、下記の日程で決起集会を開催し、運動の意義を広めたいと考えています。尼崎より一〇名程度の上京団を組織いたしますが、集会への参加をお願いします。

日時 二〇〇二年十一月二二日（金） 午後二時～四時 場所 参議院第一会議室（日本育英会奨学金の存続を求める会）

編集部より 交通事故・過労・いじめによる自殺。私たちの生活は一寸先はまさに闇です。この闇を閉ざさない。子供たちに夢を与える。それが育英奨学金。国鉄闘争の一環としてご参加を。

高知に帰ります この度退職いたしました。昭和二七年日本専売公社に入社以来五十年にわたるサラリーマン生活でございました。よき上司よき同僚にめぐまれ数々の暖かい思い出を胸に退職できることを深く感謝いたしております。またこの間、長年の労働組合活動を通じて得難い経験と多くの友人を得ましたことも幸せでございました。この秋郷里に帰り有意義な人生を送りたいと考えております。

（高知・山崎作吉）

編集部より 諸先輩諸氏がぞくぞく定年退職。さみしいかぎりです。私も五七になつたくらいですから。

大好評 昨日（十月二十四日）の「立ち上がりう！人らしく生きるために十・二・四京都集会」、参加者はたいへん好評でした。Aさんにはまた来てもらいました。

（京都・I）

編集部より Aさん家に電話したら、つれあいが「京都です」と。あつ、今日は京都だと思った

しだい。全国の連鎖集会はどこも盛会のよう。課題は集会後です。

ダブル削減 聞わない、鬪えない連合のもとで、公務員労働者への冷たい嵐が吹いている。特に都府県は悪知事のために、四%賃金削減と都人勧での一・六四%賃金引き下げのダブル攻撃プラス人事制度改革（定期昇給まで奪う）の攻撃の中にある。組合活動破壊阻止と共に、賃金のダブル削減をなんとしても阻止しよう。人事・労務管理の改悪・強化に反撃しよう。大衆的行動・迫力ある行動で跳ね返そう！

（東京・Y）

編集部より 十一月四日付「日経」に各県の賃金カット一覧表。公務員賃金低下で、地域労働者の賃下げというわけで、賃下げスパイラルの始まりです。

韓国・民主労総と交流 九月二七日、県職員会館で韓国・民主労総との交流会が開かれた。合理化の嵐の中で、活発な運動が行わされている韓国の様子が直に伝わる熱い交流会になつた。民主労総の皆さんによる韓国労働歌の熱唱に、地区労参加者も被災地メーデーの「明日があるさ」の合唱で応えた。お土産にとろりと甘い韓国焼酎をいただき、夜遅くまで交流を深めあつた。（神戸地区労）

（神戸地区労）

編集部より 韓国労働者との交流はじつに有意義。とりわけ、「ダメな幹部にはやめてもらう。

そのため、たたかう指導部をつくる」と実践し、今日の時代を開いてきたことです。最近の新聞では公務員労働者がスト体制をしたことが報じられましたね。

木枯の中に立ちぬて研がれをり

東京高裁は十月二十四日、全勤労採用差別事件で極めて不当な判決を出した。

「国鉄の再建という特別な状況下」では、分割・民営化に反対した労働者を差別しても、不当労働行為には当たらないというのである。団結権 労働委員会制度を全面的に否定する恐るべき判断だ。こんなでたらめな判決には負けられない。さらに大きな闘いで反撃だ。

（田島 省三）